協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

～上手に活用して健康管理・医療費の節約を～

◆年に一度は「健診」を受けましょう

健診は、生活習慣病の予防や早期発見のために欠かせません。自分の健康状態について正確に把握し健康管理を続けるために、健診を上手にお役立てください。

協会けんぽの被保険者の方(本人)には、がん検診の内容を含む検査項目が豊富な「生活習慣病予防健診」を、また、被扶養者の方(家族)には手軽に受診できる「特定健診」を用意していますので、ぜひご利用ください。

本年度のご案内について、「生活習慣病予防健診」は事業所あてにご案内済みです。

また、本年から「特定健診」の受診の対象となる方には、直接ご自宅に受診券を送付しています。

- 「生活習慣病予防健診」…35歳～74歳の方
- 「特定健診」……40歳～74歳の方

※本年度で75歳を迎える方は、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

詳しくは、事業所または下記までお問い合わせください。

◆ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう

現在、協会けんぽ北海道支部の加入者の方に処方されるお薬のうち、ジェネリック医薬品（後発医薬品）は全体の32.1％利用されるようになりました。（平成25年２月現在・数量ベース）

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきた先発医薬品と同等であることを厚生労働省が承認し、薬事法に基づいた先発医薬品と同じ品質基準のもとで製造・販売されている医薬品ですので、安全・安心そして低価格なお薬です。

お財布にもやさしいジェネリック医薬品について、その特徴やメリットをご理解いただき、上手に活用しましょう。

詳しくは、かかりつけの医師、または薬剤師にご相談ください。

【参　考】

ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性等に関する相談やお問い合わせについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（☎03－3506－9457）まで、お問い合わせください。

◎問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部　☎011－726－0352

交通事故の援護制度について

交通事故被害世帯の皆さんに、次のような援護制度がありますのでご利用ください。

◆交通遺児等育成資金貸付（無利子）

【対　　象】

自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、０歳から中学卒業まで。

【貸付金額】

一人につき最初一時金155,000円、以後月額20,000円、小・中学校入学時に入学支度金44,000円。

【返還方法】

月賦または月賦・半年賦併用による20年以内での均等払い。

【返還猶予】

ご相談ください。

◆重度後遺障害者介護料支給

【対　　象】

自動車事故により、脳、脊髄、胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で、一定の要件に該当する方。

【支 給 額】

月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給。「短期入院」費用があれば、別途支給。

【支給期月】

支給月は、３・６・９・12月で３か月分を一括支給。

◎申し込み・問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構旭川支所

☎0166－40－0111

Ｂ型肝炎訴訟道北説明会のお知らせ

平成23年６月28日、国との間で集団予防接種での注射器のまわし打ちによるＢ型肝炎ウイルス感染被害に関して、「基本合意」を締結し、これにより救済の枠組みが決まりました。

当弁護団では、一人でも多くの被害者に救済措置を受けていただくように、相談会を全道各地で開催しています。当日は、弁護士が裁判の要件や概要について説明し、個別の相談会も行います。どうぞお気軽にご来場ください。

◆留萌会場（留萌市保健福祉センター）

９月７日(土)　14時～

◆羽幌会場（羽幌町立中央公民館）

９月21日(土)　14時～

◎問い合わせ先

全国Ｂ型肝炎訴訟北海道弁護団事務局

☎011－231－1941